



取材に応じる福島重雄さん=2020年10月、富山市

しのぶ  
初の自衛隊違憲判決の元裁判長  
(2月8日死去 94歳・富山市出身)

ふくしましげお  
福島重雄さん

## 憲法判断当たり前のこと

北海道長沼町に航空自衛隊のナ  
イキミサイル基地を建設するた  
め、水源かん養保安林の指定解除  
が告示されたのは1968年。長  
年、水害に苦しんでいた農家は指  
定解除の取り消しを求めて札幌地  
裁に提訴した。359人が原告に  
なる大型訴訟を担当したのが福島  
重雄さんだった。

争点は、森林法上、指定解除に  
必要な「公益上の理由」があるか  
どうか。自衛隊が違憲なら公益上  
の理由はないことになる。

73年9月に言い渡した判決文は  
500ページに及ぶ。その判期性は二  
つある。一つは憲法の前文と第3  
章の人権規定から導かれる「平和  
的生存権」を認めしたこと。もう一  
つは憲法の条が保持しないとする  
「戦力」か否かは、自衛か侵略か  
の目的に関わらないとしたこと  
だ。自衛力は「戦力」ではないと  
主張した国側に対し、「世界各国  
は自国の防衛（自衛）のために軍  
隊を保有している。それらの国々  
はいずれも『戦力』を保有してい  
ないという奇妙な結論になる」と  
矛盾を突き付けた。

廷外でも憲法問題が起きた。地  
裁所長が福島さんに国側の判断を  
尊重するよう手紙（平賀書簡）を  
送った。憲法が保障する裁判官の  
独立を脅かす干渉だったが「平賀  
氏も最高裁に言われて苦労したの  
だろう」と振り返った。

その後、福島さんが護憲団体の  
青年法律協会に加入しているこ  
とが明らか。「冷や飯を食う」  
ことじで、地方の家裁などに回され、  
二度と裁判長を務めることはなか  
つた。「福島判決」も覆つた。高  
裁では、高度の政治性がある国家  
行為は憲法判断になじまないとい  
う「統治行為論」によって自衛隊  
の憲法適合性について判断せず、  
最高裁も憲法判断しなかった。今  
日まで最高裁は自衛隊の憲法判断  
をしていない。

福島さんに当時、憲法判断しな  
い選択肢はあったか尋ねると、怒  
るよう答えた。「違憲の疑いが  
あるなら憲法判断する。当たり前  
のこと。判断を避けるのは裁判所  
がすべきことですか」

（編集委員 渡辺秀樹）

富山市の古びた階建ビルに  
入る小さな法律事務所。半世紀前  
自衛隊は憲法違反とする判決を初  
めて言い渡した裁判長は老弁護士  
となっていた。2020年10月、  
本紙連載「憲法事件を歩く」の取  
材で訪ねた。当時90歳だったが、  
かくしゃくとして、空襲に逃げ惑  
つた戦争体験に基づく強い信念を  
感じさせた。